

# 水洗便所改造等資金借受申込について

- ※ 貸付金額は、1 設備につき **40 万円以内で無利息**。  
ただし**共同住宅(3 世帯以上)**は、**100 万円以内**。  
※**排水設備係で見積書を精査し、貸付額を決定します**。
- ※ 貸付金は、**貸し付けた月の翌々月から 40 か月以内の毎月均等分割払い**で**口座振替**により償還する。  
(分割回数は、**40 回以内**で、任意で選べます。)
- ※ 水洗便所改造等資金借受申込書は、排水設備確認申請書(指定工事店提出)と同時に申請する。
- ※ 水洗便所改造等資金貸付決定通知書を受けた日から **2 か月以内**に工事を完了しなければならない。

## 〔借受申込書記入要領〕

- 借受申込者の④と、連帯保証人の④は、**実印**を押印する。
- 排水設備計画確認申請書に添付する見積書中、「契約金額」の横には借受申込者の氏名・実印を押印する。
- 「勤務先」欄は、勤務している会社名等を記入する。
- 「借受申込金額」欄は、算用数字で記入する。(例:¥400,000 円)
- 「設置場所」欄中、1 一般住宅( )2 アパート( )3 事務所( )の( )には世帯数を記入する。
- 「連帯保証人」欄中、「借受人との関係」は、**具体的に記入**する。(例:妻の弟・妹の夫)

## 〔添付書類〕(下記の番号順に並べてください。)

### 借受人 (満 20 歳以上)

- ①印鑑証明書
- ②住民票謄本(特別)「本籍及び続柄の記載があるもの」
- ③所得証明書  
要件 「**年間所得金額 50 万円以上～1,000 万円以下の方**」  
「**共同住宅の場合：年間所得金額 100 万円以上～1,250 万円以下の方**」  
※注意 収入と所得は違います。所得とは収入金額から、その収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を差し引いた後の金額です。  
**所得証明書の「合計所得」欄の金額を確認してください。**
- ④市税完納証明書又は納税証明書(滞納のない証明書)  
(地方税法第 15 条の 5 の規定に基づき市税について財産の換価猶予中であること)
- ⑤土地・家屋の固定資産評価証明書「借地・借家の場合は所有者の**承諾書**も添付すること」  
**貸付の対象者:家屋の所有者及び所有者の承諾を受けた家屋の使用者(借家人)**  
※注意 **固定資産評価証明書の「所有者」欄の氏名を確認してください。**

### 連帯保証人 (満 20 歳以上)

- ①印鑑証明書
- ②住民票抄本(特別)「本籍の記載があるもの」
- ③所得証明書 「**年間所得金額 100 万円以上**」

### ◎連帯保証人の要件

- ①**沖縄県本島内**に住所を有していること。  
(沖縄本島と埋立、海中道路、架橋等で連結された島を含む。)
- ②**年間所得金額 100 万円以上**の方。
- ③**同居人以外**であること。

- ※ 借受要件等にわからない事がありましたら、申請前に必ず料金サービス課までご連絡下さい。

那覇市上下水道局 料金サービス課 排水設備係 (電話 941-7810)